

事務連絡
令和3年1月22日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
中央ケネル事業協同組合連合会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中
(一社) 優良家庭犬普及協会 御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な
取得について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を順次送付いたします。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

貴団体におかれましては、既に会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員事業者に対しては1月中の周知をお願いいたします。

記

- 1) 地方公共団体情報システム機構からの送付物については以下のホームページを参照下さい。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

- 2) 周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。
ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただ
いて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。